平成２６年（フ）第３８９号
大分市大字角子原1080番地の30
債務者　阿部　重生
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８号
大分県別府市上田の湯町３番12号　甲斐ビル15号
債務者　橋本　信一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
大分県別府市上田の湯町３番12号　甲斐ビル15号
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
大分市大州浜２丁目７番20号
債務者　堀部　昌志
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市加治屋町８番11号　上拾石ビル301号
債務者　小田原和子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町８番18号　平山アパート101号
債務者　善　　信良
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１０号
茨城県牛久市刈谷町２丁目73番地６　アーバン旭牛久14番館202、前住所茨城県牛久市神谷２丁目34番地23
債務者　米川　　源
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
金沢市河原市町ロ148番地３　コーポフレンド102号、従前の住所金沢市吉原町ハ57番地１
債務者　宮田　航希
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０６号
三重県鈴鹿市安塚町1350番地53　ソラリスＢ103号、住民票上の住所沖縄県国頭郡金武町字金武4157番地　南側
債務者　比嘉　　純
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０号
三重県伊賀市阿保1059番地の６
債務者　津元　末信
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１１号
三重県伊賀市阿保1059番地の６
債務者　津元　よお
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２３号
三重県四日市市川原町34番５号　ロイヤル川原町201、前住所三重県四日市市山城町992番地１　ツインパル山城Ｂ一111
債務者　野崎　昭人
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１６５号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字山下51番地の２
債務者　柴田富美枝
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２９号
京都市右京区梅津高畝町１番地１　グランドール梅津301、前住所京都府長岡京市開田２丁目８番５一207号　ウエストヒルズ207
債務者　澤野　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮93番地の39
債務者　田口いづみ（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
京都市伏見区淀木津町609番地の20
債務者　磯田　義範
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
京都市山科区椥辻中在家町18番地２　ユーティー唱302
債務者　戸井　直樹
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係